

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【公開番号】特開2008-196695(P2008-196695A)

【公開日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2008-034

【出願番号】特願2008-25322(P2008-25322)

【国際特許分類】

F 1 6 B	5/08	(2006.01)
B 2 3 K	20/00	(2006.01)
B 2 3 K	20/24	(2006.01)
B 2 3 K	20/12	(2006.01)
F 1 6 H	41/28	(2006.01)
F 1 6 H	41/24	(2006.01)
B 2 3 K	11/14	(2006.01)

【F I】

F 1 6 B	5/08	A
B 2 3 K	20/00	3 4 0
B 2 3 K	20/24	
B 2 3 K	20/12	C
F 1 6 H	41/28	
F 1 6 H	41/24	B
B 2 3 K	11/14	

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月2日(2011.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

接合構成部材(1)、特にパイロット支承体であって、材料接続的な解離不能な結合部を圧接によって形成するために、当該接合構成部材(1)が、別の第2の接合構成部材(13)に結合されて、構成ユニット(14)を形成するようになっており、当該接合構成部材(1)が、接合面(3)と、該接合面(3)に形成された、別の第2の接合構成部材(13)にコンタクティングするための突合せ箇所領域(15)とを有している形式のものにおいて、接合面(3)に、溶接部を収容するためのばり室(7)が設けられていることを特徴とする、接合構成部材。

【請求項2】

ばり室(7)が、切込み(8)によって形成されていて、突合せ箇所領域(15)を取り囲んで配置されており、該突合せ箇所領域(15)が、接合面(3)に設けられた突起(6)を成す少なくとも1つの溶接プロジェクション(5)によって形成されるようになっている、請求項1記載の接合構成部材。

【請求項3】

突合せ箇所領域(15)が、接合面(3)に設けられた突起(6)を成す少なくとも1つの溶接プロジェクション(5)によって形成されるようになっており、ばり室(7)が、突合せ箇所領域(15)を取り囲んで配置された突起と、溶接プロジェクション(5)

とによって仕切られるようになっている、請求項 1 記載の接合構成部材。

【請求項 4】

当該接合構成部材(1)が、回転対称的な構成部材として形成されており、接合面(3)が、回転対称的な構成部材の一方の端面(4)に設けられた少なくとも1つの接合領域によって形成されるようになっており、突合せ箇所領域(15)が、前記端面(4)に配置された、溶接プロジェクト(5)を成す環状の突起(6)によって形成されるようになっており、ばり室(7)が、周方向に突起(6)を取り囲んで円環状に延びている、請求項1から3までのいずれか1項記載の接合構成部材。

【請求項 5】

ばり室(7)が、突合せ箇所領域(15)と当該接合構成部材(1)の外周面(11)との間に配置されている、請求項1から4までのいずれか1項記載の接合構成部材。

【請求項 6】

ばり室(7)が、突合せ箇所領域(15)を形成する突起(6)に直接隣接している、請求項5記載の接合構成部材。

【請求項 7】

ばり室(7)が、当該接合構成部材(1)の外周面(11)の領域にまで延びている、請求項5または6記載の接合構成部材。

【請求項 8】

ばり室(7)の深さ(t)が、当該接合構成部材(1)の外周面(11)に向かって、該外周面(11)の領域に支柱(12)を形成しながら減少しており、ばり室(7)が、少なくとも2つの面領域(9, 10)、つまり、突合せ箇所領域(15)に隣接して配置された第1の面領域(9)と、該第1の面領域(9)に続きかつ当該接合構成部材(1)の外周面(11)に向かって延びる第2の面領域(10)とによって特徴付けられている、請求項1から7までのいずれか1項記載の接合構成部材。

【請求項 9】

第1の面領域(9)と第2の面領域(10)とが、平らに形成されていて、互いに所定の角度を成して、横断面図で見て三角形の溝を形成して配置されている、請求項8記載の接合構成部材。

【請求項 10】

第1の面領域(9)が、当該接合構成部材(1)の中心軸線(M)に対して平行にかつ接合面(3)に対して垂直に方向付けられている、請求項8または9記載の接合構成部材。

【請求項 11】

ばり室(7)を仕切る一方の面領域(9, 10)の少なくとも一部領域が、凹状に湾曲させられている、請求項8記載の接合構成部材。

【請求項 12】

個々の面領域(9, 10)の湾曲が、少なくとも1つの曲率半径(r, r1, r2, r3, r4)によって特徴付けられている、請求項11記載の接合構成部材。

【請求項 13】

ばり室(7)の容積が、溶接ばりの関数として規定されている、請求項1から12までのいずれか1項記載の接合構成部材。

【請求項 14】

当該接合構成部材(1)が、ハウジング部分に相対回動不能に連結するためのパイロット支承体(27)のピン(2)として形成されている、請求項1から13までのいずれか1項記載の接合構成部材。